



令和元年7月17日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 齋藤 友之

自治基本条例の見直しの要否について（令和元年答申）

平成27年12月22日付、川企発第41号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの要否について審議した結果、下記のとおり答申します。

一 はじめに

第7期川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの要否についての諮問事項について、平成27年12月22日から現在まで、11回にわたり委員会を開催し、慎重に調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

二 自治基本条例の見直しの要否について

現時点では条例の見直しの必要はないとの結論を得ました。

三 判断理由

自治基本条例は、条例制定までに5つの部会に分かれ、延べ240回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、本市が定める最高規範として、川口市をどのようなまちとしていくのか、その基本ルールを定めた憲法であり、理念的な条例です。

その運用においては、自治基本条例の基本理念を踏まえて別に定めるとされていた、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とした「川口市協働推進条例」、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障した「川口市市民参加条例」、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認することを目的とした「川口市市民投票条例」がそれぞれすでに制定されました。さらに、本市の最上位計画となる第5次川口市総合計画（平成28年度策定）においても、自治基本条例の基本理念を尊重しつつ、都市づくりのビジョンが策定されています。

このような背景をもとに、本委員会では条例見直しの可否にかかわる自治基本条例の趣旨や条文の解釈について、意見を交わし、検討を続けてきました。会議の中では、市民の「責務」に対する意見として、自治基本条例第7条第4項には、市民は「権利を濫用してはならない」と記されており、市民に直接的に義務を課すものでないが、この条文により権利の有効性を一部制限しているとの意見や、本条例は市民本位の設計思想であり、義務の詳細な規定は条例全体のバランスを崩しかねないとの意見、さらに、日常生活に特段支障をきたすような規定がなく現時点では見直しの必要性がないとの意見など、条例改正の必要性がないとの意見が大半をしめました。

その一方で、中核市に移行し、より自主性・自立性が求められるようになったことで、自立した自治体運営の根拠となる「納税の義務」についてももう少し強調されるべきであるとの意見や、現在の条文構成が権利中心になっていることから、市民の「権利」と「義務」のバランスについて、もう一度考える必要があるとの意見、このほか、市民の定義について、居住者と非居住者は、法的な権利、義務や受益、負担の関係が異なるもので、一括して定義することは居住者としての住民を軽視するものであるとの意見など、条文に市民の責務などを明記するよう改正すべきとの意見が出されました。

こうした慎重な議論を経て、本委員会では、自治基本条例は市民の拠り所となる理念的な条例であり、時代の流れや価値観の変化とともに適合するかどうか見定めながら見守っていくことが妥当であるとの考えから、上述のとおり現時点で条例の見直しの必要はないとの判断にいたりました。

#### 四 附帯意見

本委員会は、これまで市長からの諮問に応じ審議して参りましたが、上記三で述べた市民の「定義」や「責務」、条例の「周知・啓発」などについては検討すべき点として、次期委員会において調査・審議していただきたい旨を申し添えます。

#### 五 おわりに

自治基本条例が今後も広く市民に浸透し、自治の主体である市民が幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、次期委員会にしっかりとその役割を務めていただくよう引き継いで参ります。



平成26年7月14日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 齋藤 友之

川口市自治基本条例の見直しの可否について・川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方  
について  
(平成26年答申)

平成24年12月26日付 川総政発第44号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの可否について、及び川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方について審議した結果を、下記のとおり答申いたします。

#### 一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの可否、本委員会の在り方についての2つの諮問事項について、平成24年12月26日から現在まで、13回にわたり委員会を開催し、調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

#### 二 自治基本条例の見直しの可否について

自治基本条例は、条例の制定までに240回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、その理解を深めるため、条例策定に携わった学識者と公募市民の元策定委員、さらに当時の事務局担当職員の計3名をゲストスピーカーとして招き、策定のプロセス及び審議内容を確認したうえで議論した結果、現時点では条文について見直しの必要はないとの結論を得ました。

その主な理由としては、自治基本条例で別に定めるとしていた市民参加及び市民との協働に関する個別条例が平成24年4月に、市民投票に関する個別条例が平成25年4月にそれぞれ制定され、自治基本条例の体系がすべて整った運用としてはまだ日が浅いこと、自治基本条例の条文そのものには特段改正する条項はないこと、が挙げられました。

### 三 本委員会の在り方について

本委員会の在り方については、当初、役割が明確ではないという意見を受けての議論の中で、川口市自治基本条例運用推進委員会条例（以下、委員会条例という。）第2条に列挙されている所掌事務そのものが諮問されたため論点や着地点が見出しにくいという意見や、諮問事項以外にも独自の提案等ができないかといった意見をはじめ、多くの意見が出されました。

しかし、議論が進むうちに、委員会条例第2条に列挙されている所掌事務を変更する必要は特段ないことが確認され、まずは、1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度を改めることや、答申するまでの期間、会議の頻度といった本委員会の運営の仕方を整えることにより、本委員会での議論が深まるようにすることが重要であるとの考えに至りました。

その結果、以下のような結論を得ました。

#### ●委員会の形式について

1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度については、1年かけて議論し、方向付けたことを新たな委員が理解するのに時間がかかり、実質的な審議に加わりにくいなどのデメリットが大きいため、本委員会で議論を深めるうえで障壁となっています。そこで、この障壁を取り除き、より深い議論をするためには、委員会の形式として、委員全員の就任時期をそろえるべきである、と考えます。

#### ●委員の任期について

次に、今回の諮問のような条例の見直しの可否を検討するためには、自治基本条例が理想的な性質を持つものであることから、その評価には一定の運用期間が必要であると考えます。そのため、じっくりと充実した議論の必要性、諮問及び会議運営の柔軟性を確保する観点、さらには、市長及び議員の任期が4年であることも踏まえ、委員の任期を4年とすることが妥当と考えます。

以上の点から、本委員会の在り方についての改善を図るため、委員会条例第5条第1項「委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する。」を「委員の任期は4年とする。」に改正することを提案します。

### 四 おわりに

本委員会の在り方の議論において、例えば、自治基本条例の市民への周知ということの本委員会の主たる役割としてはどうかとの意見や、諮問事項に関連ない派生する諸課題を本委員会が自ら見出し、それについて提言することができるように本委員会の役割・機能を拡充することが適当ではないかとの意見等も出されました。

これらは、市民目線からの自治基本条例の運用推進を図る上で本委員会の在り方にかかわる重要な意見ですので、それらの意見も踏まえつつ、本委員会として今後議論を進めて参ります。

以上

平成24年 11月22日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 三宅雄彦



### 川口市自治基本条例の運用及び啓発について（平成24年答申）

平成21年12月4日付川編政発第55号をもって諮問を受けた川口市自治基本条例の運用及び啓発について、下記のとおり答申いたします。

#### 一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」（平成21年4月1日施行。以下「自治基本条例」という。）の運用及び啓発について、これまでに情報公開、行政手続、行政組織、町会・自治会制度をテーマとして取り上げ、調査・審議したうえで結論をまとめ、答申を行ってきました。

平成23年12月1日からは新たな委員を迎え、危機管理をテーマとして取り上げ、これまで7回の委員会を開催し、調査・審議を進め、以下のような結論を得たものです。

#### 二 自治基本条例の運用について

##### 【調査・審議の対象】

自治基本条例の運用を調査・審議するにあたり、これまでの方針を踏まえつつ、条例全体の実現を概括的・一般的に検討するのではなく、個別条項の実施を検討対象とすることを基本的な方針としました。

委員会の中での意見交換の結果、昨年3月11日に発生した東日本大震災や、それに起因する東京電力・福島第一原子力発電所の事故により、市民の中でも特に注目が集まっていると思われる「危機管理」の問題を、今回の調査・審議の対象としました。

もちろん「危機管理」といっても、自然災害をはじめとして、大規模な事件・事故（テロ）、市施設や市主催のイベントにおける事故、健康危機（食中毒、インフルエンザ）、個人情報への漏えい、コンピューター犯罪など、幅広い内容が想定できます（自治基本条例第6条）。しかし、議論の時間的な制約もあることから、市民の中でもっとも関心が高いと思われる、自然災害に対する危機管理を中心に、調査・審議しました。

なお、自治基本条例が規定する事項は多くありますが、ある事項につき答申が言及しないことは、本委員会がそれを自治基本条例に適合していると認めることを意味するものではありません。



#### 【危機管理における問題点】

まず、自然災害に対する市の危機管理施策に対する理解を深め、委員間における共通理解を深めることを目的として、ハザードマップを机上に広げ、実際に災害が起こった場合のシミュレーションを行うなど、2回にわたり市の担当者の説明を受けました。この説明を踏まえて議論をした結果、以下のような問題点が本委員会の中で共有されました。

●自然災害の発生時においては、市民それぞれが自分自身を守るという意味での「自助」、市民同士が互いに助け合うという意味での「共助」、市が責任をもって市民を守るという意味での「公助」、これらがそれぞれの役割を果たし、危機管理の各段階で有機的に連携していくことが重要であり、とりわけ初動においては、自治基本条例において特に重要である「自助」と「共助」が有効に機能することが期待されること。

●しかし、危機管理において「自助」と「共助」と「公助」がそれぞれどのような役割をもつかが、必ずしも明確に整理されておらず、また、そのそれぞれの役割が、市民に分かりやすい形で提示されていないように思われること。

●危機管理における自然災害に対する市の役割は大きなウェイトを占め、市は現状においても様々な事業を展開しているが、「公助」に直接関連する市の施策そのものについては、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われること。

●しかし他方で、危機管理において特に重要な「自助」と「共助」が十分に機能していないように思われること。つまり、

●「自助」の機能が十分でないのは、自然災害によりどのような被害が自分の居住する地域で生ずるのか、自然災害が起こった場合にどのような行動を自分とはとるべきなのか明確でなく、それゆえに、市民それぞれが当事者意識を持ちにくくなっていることに、原因があると思われること。

●「共助」の機能が十分でないのは、「共助」において町会や自治会が重要な役割を果たすにもかかわらず、本委員会が昨年検討したように、これらに積極的に参加する市民が減少するなど、町会や自治会の機能それ自体が弱まりつつあることに、原因があると思われること。

#### 【危機管理の施策に関する提案】

これらのことから、自治基本条例の趣旨を守りながら、危機管理に関する問題を解決すべく、特に「自助」と「共助」が有効に機能することを目指し、以下のように提案します。

##### (1) 自助に関する方策

自治基本条例第6条において、「市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする。」と定められているように、「市」が公的な危機管理体制を整備するだけにとどまらず、「市民」自らが個人レベルで災害に対する意識と備えを持たなくてはなりません。

これまでの答申でも指摘したとおり、どのような課題であれ、市民の「自治」の主役としての自覚を促すことが必要です。特に危機管理においては、市民一人ひとりが「自助」

の意識を高め、自らの役割と課題を理解し、各々の防災対策を進められるようにするために、市民の主体的な当事者意識を喚起することが必要となります。そのために市が行うべき施策として三点が必要と考えます。具体的には、

- 危機管理や災害対策のための告知や啓発を行うにあたっては、必要事項を単なる「情報」としてではなく、災害の発生や事態の深刻さを具体的に伝える「メッセージ」として、しかも、老若男女、誰でも容易に理解できる「シンプル」なものとして、発信するように努めること。例えば、
  - ・地域特性や災害の種類を考慮したリアリティある防災情報の、各地域へのオーダーメイドの提供、
  - ・防災にあたって市民一人ひとりが「自助」として行うべきことの明確化、
  - ・従来の広報手段にとらわれないメディア特性に配慮した広報体制の確立、など。
- 危機管理や災害対策にあたり、市民一人ひとりが、自らの役割や課題を自ら発見できるようにするために、日ごろから「自ら手を動かし、足を動かす」機会を設けるように努めること。例えば、
  - ・各家庭で、その地域やその家族の事情を考慮しながら、避難場所や連絡手段や備蓄食料などを、相談しながら手書きで書き込める「パンフレット」の作成と配布、
  - ・各地域で、その町会や住民たちが、その地域の地理情報や住民情報などを実地で確認しながら、共同して手づくりで作成できる「コミュニティ・カルテ」の促進、など。
- 未来の川口の担い手でもあり、子ども会などで地域を活性化させる契機の一つともなっている、子どもたちの教育に、危機管理や災害対策の観点を取り入れ、これにより子どもたちを「巻き込む」ように努めること。例えば、
  - ・上記のような、インパクトがありシンプルな情報を小中学校の防災訓練などで活用するなど、学校教育における防災教育の強化、
  - ・小中学校における防災教育の成果を世帯単位でも話題にし、意識できるような課題を設定するなど、防災教育を家庭に浸透させるための工夫、など。

## (2) 共助に関する方策

自治基本条例第8条において、「市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。」と定められているように、同じく第9条第1項において、「市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。」と定められているように、まずは危機管理における「共助」の中心を担う町会・自治会等の地縁団体を活性化することが必要です。

災害時の公的、準公的な支援や情報の活用には限界があるとすれば、危機管理における「共助」の中心的な受け皿は、現状では町会・自治会に期待せざるをえません。阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震及び東日本大震災などの過去の大震災においても、公的な救助より、むしろ隣近所による「共助」、いわゆる「絆」による助け合いの役割が大きかったと報告されているところです。しかしながら、これまでの答申でも指摘したとおり、本来その自発的な意

志が尊重されるべき任意団体である町会・自治会に、危機管理の具体的な施策を直接に求めることは、適切ではありません。このことから、市が行うべき施策として、町会・自治会の機能強化を間接的に進める施策が必要と考えます。具体的には、

- 町会・自治会が、危機管理や災害対策の担い手として、個人情報など市民の権利に配慮しながらもより多くの人々を救済するべく、より実効的に機能するための環境を作るように努めること。例えば、
  - ・町会・自治会と密接な関係にある自主防災組織や防災リーダーの支援と育成のための施策の強化、
  - ・行政による施策の死角になりやすい「災害弱者」等への支援のために、民生委員などの地域で活躍する人材と、町会・自治会が連携できるような条件の整備、など。
- 上記の災害対策の機能を担うところの、町会・自治会という組織そのものをより強化するように努めること。例えば、
  - ・災害対策はもとより、町会・自治会がもつ市民生活における重要性をより積極的に告知し啓発するなど、町会・自治会の加入率の向上のための施策の推進、など。
- ライフスタイルの多様化により、町会・自治会に所属しない住民が増加していることにも配慮して、町会・自治会を構成する住民に限定されない、より開かれた災害対策や危機管理の体制の構築に努めること。例えば、
  - ・訓練という形式にとらわれない、誰でも気軽に参加できるような防災関連フェアなどの地域単位での実施、
  - ・「向こう三軒両どなり」のような古くからの近所づきあいを活性化させ、共助による緩やかな最小単位の組織（スモールコミュニティ）の構築の支援、など。

### 三 自治基本条例の啓発について

これまでの答申でも指摘したとおり、自治基本条例の運用については、まず自治基本条例の趣旨を市民に理解してもらうことが必要と言えます。とはいえ、条例制定からまだ期間が経過していないこと、また、条例が制定されたことを市民が実感できる場面が少ないことからすれば、自治基本条例の啓発において様々な限界があることも事実です。

しかしながら、まちづくりのかたちを定める自治基本条例それ自体が、市民自らがまちづくりに関心を持つこと、市民自らが市政に主体的かつ積極的に参加することを求めています。そうであればこそ、上記のような限界にもかかわらず、自治基本条例の趣旨を広く市民にいか浸透させるか、市政に対する市民の「当事者意識」をいかに涵養するかが、市が引き続き積極的に取り組むべき課題であると思われます。

### 四 その他

以上のような自治基本条例の運用及び啓発について議論する中で、テーマの選定や、答



申方法、さらに自治基本条例そのものや、本委員会の在り方についても議論となりました。具体的には「本委員会の着地点はどこにあるのか」「条例の見直しを図る委員会ではないのか」といったものです。

本委員会が発足して3年が経過し、自治基本条例に規定される市民参加条例、協働推進条例が平成24年4月1日に施行され、残る市民投票条例についても、平成25年4月1日の施行が予定されています。すなわち、平成25年度には自治基本条例の体系が完成することとなります。

これらのことから、本委員会の調査・審議は次の段階として、上記の自治基本条例の体系の在り方、さらには、「自治基本条例運用推進委員会の在り方」について議論する時期に差しかかっています。例えば、委員の任期、会議回数、答申の在り方、常設型という開催形式など、委員会の在り方そのものを見直し、検討することが必要かもしれません。この点については、今後、本委員会において検討していきたいと考えます。

以上

平成23年11月22日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 三宅 雄彦



### 川口市自治基本条例の運用及び啓発について（平成23年答申）

平成21年12月4日付川総政発第55号をもって諮問を受けた川口市自治基本条例の運用及び啓発について、下記のとおり答申をします。

#### 一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」（平成21年4月1日施行。以下「自治基本条例」という。）の運用及び啓発について、平成21年12月4日から情報公開、行政手続、行政組織の三つのテーマを調査・審議した上で結論をまとめ、平成22年11月26日に平成22年答申を行いました。

平成22年12月1日からは新たな委員を迎え、町会・自治会制度をテーマとして取り上げ、これまで6回の委員会を開催し調査・審議を進めた上で、以下のような結論を得たものです。

#### 二 自治基本条例の運用について

自治基本条例の運用を調査・審議するにあたり、昨年の方針を踏まえつつ、条例の内容全体の実現を概括的・一般的に検討するのではなく、条例の個別条項の実施を検討対象とすることを基本的な方針とし、審議を行いました。委員による意見交換の結果、今回は、町会・自治会制度を調査・審議対象とすることとしましたが、主に「市の町会・自治会関連施策」と「町会・自治会の自主運営」について、自治基本条例の規定に照らし合わせ調査・審議を行いました。

なお、自治基本条例が規定する事項は多くありますが、ある事項につき本答申が言及しないことは、本委員会がそれを自治基本条例に適合しているものと認めることを意味するものではありません。

まず現在の問題点として、町会・自治会への市民の加入率が減少の一途をたどっていること、その結果、市民の自発的な協力が得られず、町会・自治会が担う重要な行政機能に困難な事象が生じていること、さらには、町会長・自治会長をはじめ町会・自治会を支える次世代の市民の育成も難しくなっていることが、喫緊の課題として議論されました。

この問題は一朝一夕に解決しうる問題ではありません。一方では、自治基本条例第8条が

「市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。」、同第9条第2項が「市民及び市は、前項に規定する地縁による団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。」と規定するように、市民が互いに助け合いながら、町会・自治会を通じて自治を実現することが求められています。しかし他方では、同第3条「市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。」と規定するように、そうした市民の互助や協力は、あくまで市民各自の自発的な意思に基づかなければならないことも確かです。したがって、町会・自治会への市民の加入率の低下、及びそれに起因する様々な問題があるとはいえ、現在のように、市が町会・自治会を任意団体ととらえ市民の自主性を尊重していることについては、やむをえないところもあります。

そこで、本委員会では、自治基本条例の趣旨を守りながら、現在の町会・自治会の問題を解決するべく、以下のように提案します。

(1) 町会・自治会は、市の市政運営の重要なパートナーとして準公共的な地位をもっており、町会・自治会がそうした重要な役割を果たすためには市民一人ひとりの積極的な協力が大切です。そのためには、町会・自治会がより市民に親しみやすいものとなり、また、市民の積極的な協力を確実に受け止められるものにならなくてはなりません。

こうした事情にかんがみて、町会・自治会が、市民に親しみやすく存在意義のあるものとなり、また、より民主的でより公正な運営が行われるよう、市は町会・自治会に積極的に働きかけをする必要があると考えます。具体的には、

- 町会・自治会の運営に重要な役割を果たす町会長や町会役員を対象とした、研修会や意見交換会において、町会・自治会が市に準じた公共的な役割をもつこと、町会・自治会が、市民意思の反映の義務（自治基本条例第11条）、情報公開・提供の義務（同第12条）、公平かつ誠実な取り扱いの義務（同第14条）を市に準じて尊重するべきこと、町会・自治会が市民に親しみやすい存在であるべきことについて、町会長や町会役員の高い意識の涵養に努めること。
- 市民一人ひとりの意見を町会・自治会に反映させるためのシステムを研究すること。
- 市予算の配分を得るための町会・自治会によるコンペ方式による事業提案など、市民が地域の問題を自主的に選択し解決する方策について研究すること。
- 町会・自治会等の地縁による団体の活動と、自主的に形成された市民団体による活動とが、有機的に連動し、相互に刺激しあって、地域全体が活性化するための施策について研究すること。

(2) 市民一人ひとりには、市政の主人公であると同時に、上に述べたような町会・自治会の重要な担い手であることからすれば、町会・自治会が生まれ変わるだけでなく、市民一人ひとりも町会・自治会の活動に積極的に参加していかななくてはなりません。

こうした事情にかんがみて、市民一人ひとりが、町会・自治会に積極的に参加していくよ



う、市は町会・自治会の活動について市民への啓発をより積極的に行う必要があると考えます。具体的には、

- 町会・自治会への加入促進を図るため、「自助・互助」の精神を取り入れたより分かりやすいパンフレットを作成し、市への転入者等に配布すること。
- 町会・自治会の役割を周知するため、アクセスしやすく、分かりやすいホームページを作成するなど、見てすぐわかる情報発信に努めること。
- 町会・自治会への関心のきっかけづくりのため、子ども、若者、高齢者といった世代に応じた広報活動に努めること。
- 自治基本条例が、市政における町会・自治会の重要な役割について規定していることについて、市民の理解を深めるために、自治基本条例の広報を引き続き積極的に行うこと。

### 三 鳩ヶ谷市との合併に係る自治基本条例の見直しについて

平成23年10月11日には川口市と鳩ヶ谷市の合併により、旧鳩ヶ谷市の市民及び区域が新たに川口市に編入されましたが、このことから、川口市自治基本条例は、旧鳩ヶ谷市の地域にも効力を有することとなりました。そこで、本委員会では、上記合併期日を前に、合併に伴う川口市自治基本条例の改正の要否について、調査・審議いたしました。

その結果、次のような結論を得ました。

第一に、川口市自治基本条例の前文及び本文について改正を行う必要はないと判断します。鳩ヶ谷市との合併と整合がとれないような川口市自治基本条例の条文は存在しないこと、また、川口市の歴史や環境に触れる前文を改正して、旧鳩ヶ谷市の区域に言及することも考えられるとしても、そのように改正してしまうと、現行の前文で必ずしも言及されていない川口市の既存の行政区域との、取り扱い上のバランスが崩れてしまうことが、その理由です。

しかし、条例の改正ではなく、第二に、川口市自治基本条例の「手引き」（逐条解説）において、川口市における過去の廃置分合の経緯、及び、行政区域の変遷を新たに記載することを提案いたします。これにより、既存の行政区域とのバランスを維持したまま、今回の鳩ヶ谷市との合併を明記することが可能になることが、その理由です。

### 四 その他

以上のような自治基本条例の運用及び啓発について議論する中で、行政に向けて提言を行うのか、市民に向けて提言を行うのが、絶えず問題となりました。第一義として、町会・自治会が任意団体であり、その運営が自主性に任されているからには、その団体の存在意義や構成員の問題については、市民に向けて提言することになり、「市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するように努めるものとする。」とする自治基本条例第3条の規定にも沿ったものとなります。

しかし、現状においては市民に向けての提言は実効性を持っているとは言いがたく、必然

的に行政に向けた提言を選択せざるを得ない状況となっていることから、自治基本条例の趣旨を広く市民に浸透させ、市政に対する市民の「当事者意識」をいかに涵養するかが引き続き課題であると思われます。

また、自治基本条例第5条第3項、第7条第5項及び第30条が規定する、協働推進条例、市民参加条例及び市民投票条例の制定が予定されていますが、本委員会としても、これらの条例の制定について注視しています。

なお、自治基本条例の運用及び啓発に関する本委員会における議論については、今後改善の余地もあると思われます。将来的には、委員の定員や任期、委員会の開催日数などが問題となると考えられます。

以上



平成22年11月26日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市自治基本条例運用推進委員会

委員長 三宅雄彦



## 川口市自治基本条例の運用及び啓発について（平成22年答申）

平成21年12月4日付川総政発第55号をもって諮問を受けた川口市自治基本条例の運用及び啓発について、下記のとおり答申をします。

### 一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」（平成21年4月1日施行。以下「自治基本条例」という。）の運用及び啓発について、平成21年12月4日から現在まで8回にわたり委員会を開催し、調査・審議した上で、以下のような結論を得ました。

### 二 自治基本条例の運用について

自治基本条例の運用を調査・審議するにあたり、本年は、条例の内容全体の実現を概括的に検討するのではなく、条例の個別条項の実施を、関連する個別条例を考慮し、個別的具体的な市の施策を検討対象とすることを基本的な方針としました。そこで本年は、情報公開、行政手続、行政組織の三つのテーマを調査・審議対象としたものです。

なお、自治基本条例が規定する事項は多くありますが、ある事項につき本答申が言及しないことは、本委員会がそれを自治基本条例に適合しているものと認めることを意味するものではありません。

#### （1）情報公開制度（自治基本条例第7条第2項、第12条関係）

市民の申請に基づく情報公開については、申請手数料の是非など慎重に判断すべき問題もありますが、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、市からの自発的な情報提供については、「市政の運営に関する情報を……積極的に提供するよう努めなければならない。」とする自治基本条例第12条からすれば、必ずしも改善の余地がないわけではないと思われます。具体的には以下のとおりです。

- 申請や問い合わせなどで庁内の各種窓口を訪れる市民に対して、関連する情報をより体系的効果的に伝達する可能性について検討すること。

## (2) 行政手続制度（自治基本条例第21条関係）

行政手続については、行政手続法、及び、一部を除きこれとほぼ同じ内容を持つ、川口市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）と川口市パブリック・コメント手続実施要綱などがすでに制定され、これらに基づいた行政運営が実施されていることから、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、行政手続条例の制定を早急に求める行政手続法の制定から10年以上経過していること、「行政運営における公正の確保及び透明性の向上」について明文で規定する自治基本条例第21条が「最高規範」として既にあることからすれば、必ずしも改善の余地がないわけではないと思われます。具体的には以下のとおりです。

- 行政手続について、川口市独自のルールが必要かどうか、必要だとすればいかなるルールを設けるべきか、不要だとすればなぜ不要であるのか、これらについて検討するよう努めること。

## (3) 行政組織制度（自治基本条例第22条関係）

行政組織については、組織機構検討委員会において組織機構の改正について毎年検討されて、その検討に基づいた機構改正が行われていることから、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、こうした行政組織の見直しについては、行政組織を「市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。」とする自治基本条例第22条からすれば、各部署の要望の積み上げに基づいたミクロ的な組織改正の検討のみならず、市の組織の全体像や長期的な行政課題を考慮に入れた、いわばマクロ的な検討の必要があると思われます。具体的には以下のとおりです。

- 申請や問い合わせに訪れる市民の視点から、行政組織、庁内の情報共有のあり方について改善の余地がないか検討するよう努めること（例えば、FAQの充実など）。
- 組織機構検討委員会のありかたを含めて、包括的な組織改正を検討する体制が必要かどうかを検討すること。

## 三 自治基本条例の啓発について

自治基本条例の運用を確実にする最も有効な手段は、市政の主権者である市民が自治基本条例を実行する意思をもつことです。しかしながら、技術的な法文形式を持ち、理念的で包括的な内容を持つ自治基本条例は、その市民の具体的な日常生活との関係が見えにくく、それゆえ市民にとって必ずしも理解が容易なものとなっていないのが現状です。

そこで、自治基本条例への市民の意識を高めるには、直接的に市民への自治基本条例の啓発を図るだけでなく、市民の要望を受けつつ市民に向けて市政運営を行う議会、市長、職員



が、まずは自治基本条例を理解し、各種施策の合理性や必要性を自治基本条例から説明し、そうした自治基本条例に根ざす市政運営を確実にすることを通じて、自治基本条例に対する市民の理解を深めることも重要であると思われま

す。つまり、こうした直接的な啓発と間接的な啓発を適切に組み合わせることは、これらが、「市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。」と規定する自治基本条例第23条第2項、「職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。」と規定する同第24条、「議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づき高い倫理観を持って職務を遂行しなければならない。」と規定する同第32条とそれぞれの項目で規定されることから、重要であると思われま

- 広報紙、ホームページ、町会相談員制度などを通じて、自治基本条例の広報活動に引き続き努めること。その際、「川口市の憲法」や「川口市民の憲法」などのキャッチフレーズで自治基本条例の役割を分かりやすくするように、また、川口市の将来をにう子どもたちにも理解できるように、工夫すること。
- 職員への各種研修において、自治基本条例の理解のためのカリキュラムを引き続き設定すること。
- 行政評価における評価シートに、関連する自治基本条例の条項を記載する項目を設けることを検討すること。

#### 四 その他

以上のような自治基本条例の運用及び啓発について議論する中で、市政に対する市民の責任や自覚をどのようにうながすかが、絶えず問題となりました。自治基本条例第3条が「市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するように努めるものとする。」と規定するように、市政に対する市民の「当事者意識」をいかに涵養するか、ということにも引き続き配慮することが重要であると思われま

す。また、自治基本条例第5条第3項、第7条第5項及び第30条が規定する、協働推進条例、市民参加条例及び市民投票条例の制定が予定されていますが、本委員会としても、今後これらの条例の制定について注視していきたいと考えま

す。なお、自治基本条例の運用及び啓発に関する本委員会における議論については、今後改善の余地もあると思われま

以上